會社の本旨を諒解せんことを望む

今回日本鑄鋼株式會社が作業の都合上で五名の木型工を解雇したるに就て之等に對し解雇手當として定傭者に日給三十日分臨時傭に日給二十八日分支給することにした處總同盟労働者組合が右解雇者には日給の百五十日分を給與するを至當と認むると云ふ決議をなして其の委員が會社に請求に來たから會社は職工扶助規則に定めて居る以外好意を以て手當を給與しあるのである然るに解雇せられた當人共より相當手續を以て會社に申出ることなく第三者から俄に會社に何等の關係なき第三者の決議として會社に請求するも會社は之に従ふべきものでないから断然其の請求を謝絶したのである然るに聞く處に依れば職工中には此の場合に於て「ストライキ」の相談をするものがあるとのことであるが

本月二十六日附 通告書 [illegible] 會社は職工全員に對して會社の本旨 [illegible]

大正十年三月二十八日

日本鑄鋼株式會社

殿